

4. 都道府県行動計画の見直しについて（社会的養護関連部分）

・計画策定に向けた調査について

昨年11月の社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会報告書の中に、社会的養護体制の計画的整備として「都道府県において社会的養護体制の整備やその質の向上のため計画を作成し、これを公表する。」こととされており、国においても、「具体的な社会的養護の必要提供量の算定方法の考え方」を示した「計画的な整備や質の向上を図るための基本指針を作成する必要がある。」とされている。

このため、社会的養護の提供体制に関し、その提供量を見込む際に勘案する事項など、適切な整備量を確保するために必要な事項をお示しし、都道府県において社会的養護の提供体制の整備に関する計画を作成していただくことを検討しており、その計画作成を進めるための参考となるデータをとるため、児童相談所を対象として調査を実施する。

【後期行動計画策定スケジュール(案)(社会的養護関連部分)】

		厚生労働省	都道府県
20年	8月	都道府県会議 調査方法・スケジュール説明	
	10月		計画のための調査実施
	11月		調査とりまとめ(国に提出)
	12月	調査結果集計	
21年	2月	調査結果等を踏まえ、量の見込み方の考え方、例を提示	
	3月		各都道府県において見込むためのデータ収集・見込み開始
	8月		見込んだ数字を国へ報告
22年	1月		後期行動計画素案作成完了
	3月		計画の決定・公表